

第3期 宮古市地域福祉活動計画

令和8年度～令和12年度

“ひと”と“人”がつながり
関わりあい ともに支え合うまち みやこ

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

はじめに



市民の皆様には、日頃から当協議会の福祉事業に対し多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする「第3期宮古市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

私たちの宮古市は今、大きな転換期を迎えています。東日本大震災から15年が経過し、昨年度末をもって復興・創生期間が終了いたしました。これまでの歩みの中で築かれた地域の絆は、私たちの大きな財産です。しかし一方で、人口減少と少子高齢化は加速し、令和32年（2050年）には人口が現在の約6割まで減少すると予測されるなど、地域社会の維持はかつてない厳しい局面に向かっています。

また、核家族化や単身世帯の増加により、地域や親族の相互扶助機能が弱まり、「8050問題」や「ダブルケア」など、既存の制度だけでは解決できない複雑・複合化した課題が浮き彫りになっています。新型コロナウイルス感染症の影響により一時分断された地域のつながりも、いまだ完全には戻っておらず、潜在化したニーズの掘り起こしが急務となっています。

このような状況のもと、本計画では「“ひと”と“人”がつながり 関わりあい ともに支え合うまち みやこ」を基本理念に掲げました。

私たちは、行政による「公助」と、住民の皆様による「共助」が一体となった「地域共生社会」の実現を目指します。本計画では、5つの柱を重点的に推進してまいります。

地域福祉の主役は、そこに暮らす住民一人ひとりです。本計画が、皆様が自分たちの地域の課題を「我が事」として考え、具体的に行動するための道標となることを願っております。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただいた策定委員の皆様、関係機関、そして市民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、発刊のあいさつといたします。

令和8年4月1日

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
会長 伊藤 健二

もくじ

第1章 計画の概要

- (1) 計画策定の背景 P. 5
- (2) 計画策定の目的 P. 5
- (3) 計画の概要 P. 6
- (4) 計画の位置づけ P. 6
- (5) 計画の期間 P. 7
- (6) 計画策定の体制 P. 7

第2章 宮古市の状況

- (1) 人口と世帯 P. 8
- (2) 子ども人口と世帯の状況 P. 10
- (3) 高齢者人口と世帯の状況 P. 11
- (4) 障がい者手帳所持者の状況 P. 14

第3章 計画の基本理念と基本目標

- (1) 計画の基本理念 P. 17
- (2) 計画の基本目標 P. 17

第4章 計画推進への取り組み

- I. 福祉の学びと担い手の育成 P. 19
 - (1) 身近な福祉への気づきの醸成 P. 19
 - (2) 福祉への参加人口増加 P. 21
- II. 安心の地域づくり P. 23
 - (1) 場の創出 P. 23
 - (2) つながり・支え合いの充実 P. 25
 - (3) 災害時支援体制の構築 P. 27
- III. 活動基盤の充実 P. 28
 - 財源・情報・人材・組織圏域
- IV. 地域相談支援機能の充実 P. 30
 - 相談機能の向上・福祉サービスの充実
- V. 新しい課題への対応と見直し P. 32
 - 評価と見直しの実施・新たな課題への対応

第5章 計画の推進と評価	P. 33
(1) 地域住民、関係機関や団体との協働	
(2) 宮古市地域福祉計画との連携	
(3) 地域福祉活動計画の周知	
(4) 計画推進のための評価と機関	
(5) 社会福祉協議会の強化・発展方針	
第6章 資料編	P. 35
(1) 策定の経過	P. 35
(2) 策定委員会委員	P. 36
(3) 評価委員会委員	P. 36
(4) 用語解説	P. 38

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の背景

我が国の社会構造は、団塊の世代がすべて75歳以上となった「2025年」を経て、高齢者人口がピークを迎え現役世代（支え手）が急減する「2040年」という、より深刻な局面へと向かっていきます。高齢者の独居世帯だけでなく、全世代で単身世帯が一般化し、家族によるケア機能が限界を迎えています。「8050問題」や「ダブルケア」など、既存の制度の狭間に落ちる複雑な課題が増加しています。

国が進める「地域共生社会」の実現に向け、改正社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」などが本格化しています。行政による公助だけでは限界があり、住民一人ひとりが「我が事」として地域に関わり、支え合う仕組みづくりがこれまで以上に強く求められています。

令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のサロン活動や行事が停滞し、地域の「つながり」は一時分断されました。現在となっても、その影響を受けており、感染症以前のような活動へは戻ってはいません。外出機会が減少したことによるフレイル（虚弱）の進行や、経済的困窮、メンタルヘルス課題など、潜在化したニーズを掘り起こす必要があります。

近年、激甚化する自然災害に対し、避難行動要支援者への個別避難計画の作成など、「防災」と「福祉」の連携が喫緊の課題となっています。地域福祉のネットワークを、そのまま災害時の共助のネットワークへと昇華させることが、住民の命を守る直結した取り組みとなります。

これらの地域社会の変化に対応していくため、本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、「全世代が参加しやすい、多様な居場所づくり」「制度の枠を超え、困りごとに寄り添う相談体制の強化」「ICT活用やボランティアの多様化による、負担感の少ない活動モデルの構築」を進めていくことが必要です。

(2) 計画策定の目的

地域福祉活動計画は、宮古市に暮らす一人ひとりが、地域の一員として自分たちが暮らす地域の課題について考え、誰もが暮らしやすい地域を目指して具体的に取り組んでいくための計画です。

宮古市社会福祉協議会では、令和3年に「第2期宮古市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を推進していくための取り組みを進めてきました。この計画が令和7年度で終了したことから、これまでの取り組みの成果と課題をふまえ、地域に暮らす住民や地域福祉活動に携わる町内自治会や地域関係団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉法人や福祉事業所、NPO、ボランティア、民間企業等が、それぞれの立場から地域福祉を推進するための住民参加による行動計画となることを目指しています。

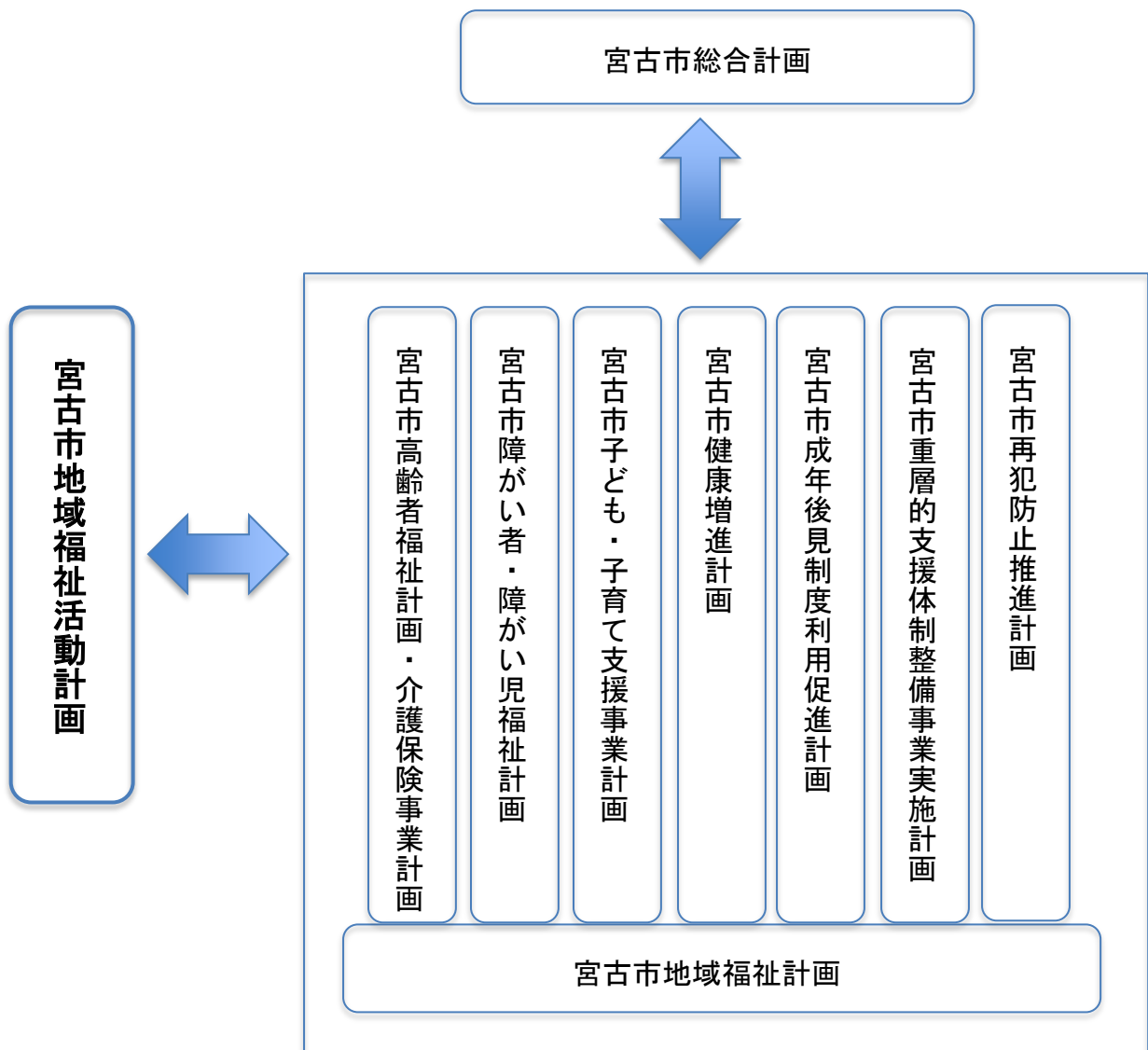
(3) 計画の概要

本計画は、第2期地域福祉活動計画の取り組みの成果、また、社会情勢や地域ニーズの変化等から明らかとなった「地域の福祉課題」を解決するために、計画全体の構想として目指す、「基本理念」と「基本目標」のもと、「計画推進への取り組み」を示しました。

「計画推進への取り組み」には、「現状と課題」及び「第2期地域福祉活動計画事業評価」より、「計画での具体的取り組み」を示し、計画期間の具体的取り組みを示しています。

(4) 計画の位置づけ

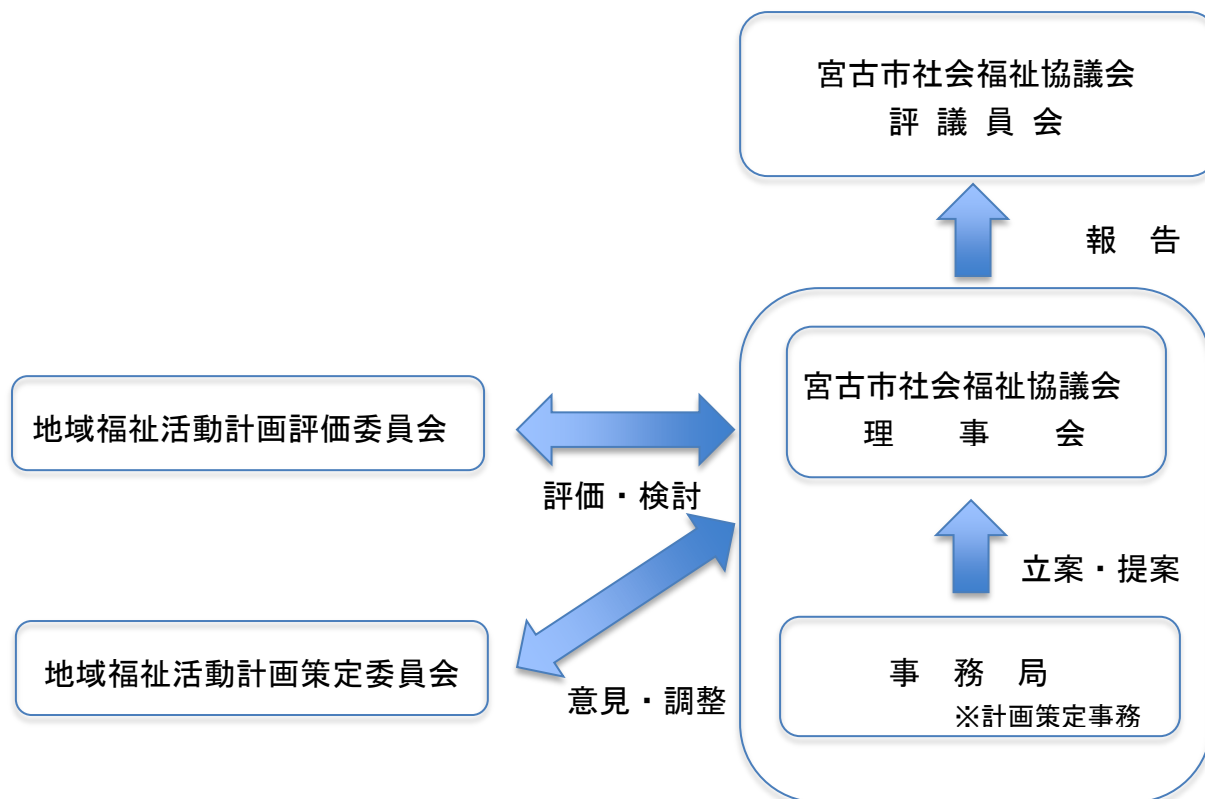
宮古市地域福祉活動計画は社会福祉法に定められ、宮古市が策定する「宮古市地域福祉計画」と連携しながら計画を推進していきます。宮古市地域福祉計画は、宮古市総合計画との整合性を保ち、保健医療福祉分野での計画を推進するための共通理念でもあります。



(5) 計画の期間

計画の推進期間は、令和8年度から令和12年度の5年間です。

(6) 計画策定の体制



第2章 宮古市の状況

宮古市は岩手県の海岸線のほぼ中央に位置し、本州では最東端に位置しています。総面積は、1,259.15km²で、岩手県の総面積15,278.58km²の約8.2%を占めています。人口は45,148人（令和7年4月1日時点）で、盛岡市に隣接する一方で、宮古市中心部からは公共交通機関で2時間を要する位置にあります。面積の8割は山林であり、可住地は約117.58km²と、総面積の約9%に止まり、平地に人家が密集している状態です。そのため総面積当たりの人口密度は低いものの、可住地面積当たりの人口密度は約482（人/km²）と県内平均を上回っています。

平成17年6月に宮古市、田老町、新里村との合併により、また、平成22年1月には川井村が合併し、県内一の面積を有する地域となっています。

東日本大震災から15年が経過、令和7年度末をもって第2期復興・創生期間が終了となりました。震災以降、被災者の生活再建や、コミュニティ支援を担ってきた生活支援相談員の配置が終了となりました。令和8年4月からは、住民の生活課題は一般施策による支援へと移行しています。

(1) 人口と世帯

[人口の推移]

1960年 (昭和35年)	2011年 (平成23年)	2015年 (平成27年)	2022年 (令和4年)	2025年 (令和7年)
81,093人	60,124人	56,676人	47,793人	45,148人

[年齢別人口の推移]

	2015年 (平成27年)	2022年 (令和4年)	2025年 (令和7年)
年少人口	6,060人 (10.7%)	5,003人 (9.9%)	4,235人 (9.4%)
生産年齢人口	31,218人 (55.1%)	25,994人 (51.6%)	22,871人 (50.9%)
老年人口	19,167人 (33.8%)	19,042人 (37.8%)	17,798人 (39.7%)
総人口	56,676人	50,369人	44,904人

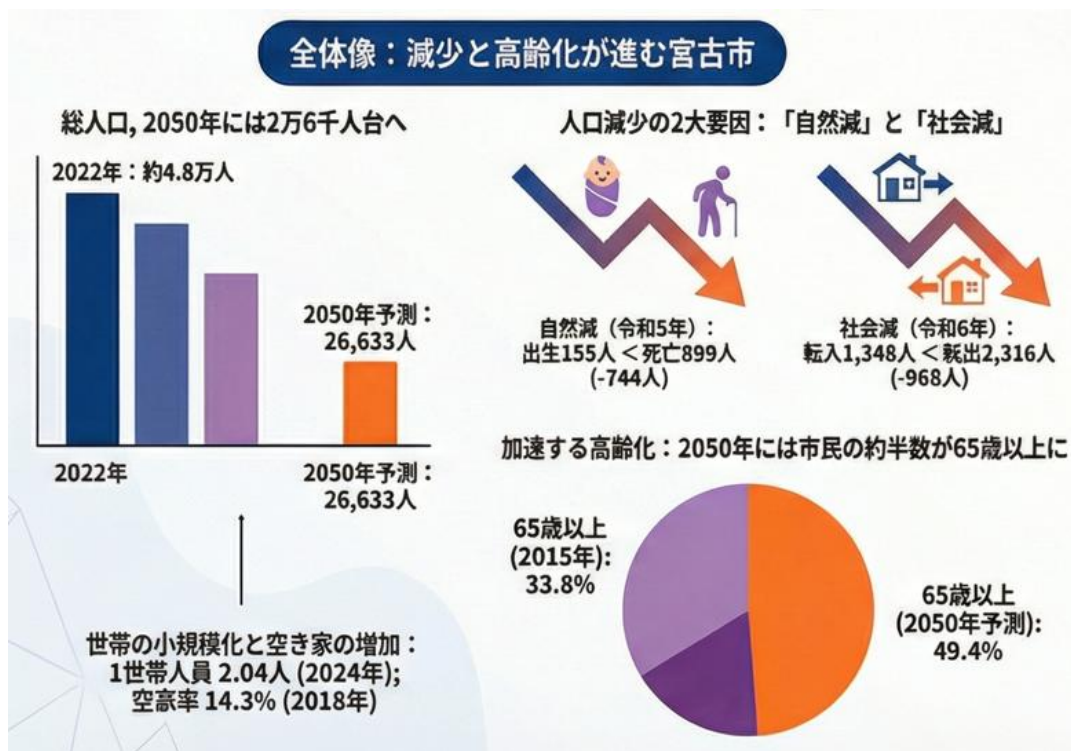
- ・「人口」は“自然減”と“社会減”により大きく減少しています。平成23年60,124人だった人口は現在45,148人。20年後の2035年には37,746人、2050年には26,633人と推測されています。年少人口と生産年齢人口の減少が続き、老年人口の比率の増加が続いていくことが推測されます。

- ・減少の要因は、出生数と死亡数の差による「自然減」が大きな要因です。令和6年の1年間では、出生155人に対し死亡899人（1日平均で出生0.42人に対し死亡2.46人）であり、年間で744人の大幅な自然減を記録しています。
- ・転入者数よりも転出者数が多い「社会減」も続いています。令和6年の1年間では、転入1,348人に対し転出2,316人（1日平均で転入2.36人に対し転出3.68人）となり、市外への流出超過（-968人）が顕著です。
- ・将来の人口については、国立社会保障・人口問題研究所による推計と、市が掲げる「人口ビジョン」に基づく目標値から分析すると、2035年（令和17年）37,746人、2050年（令和32年）26,633人まで減少すると予測されています。
- ・年少人口（0～14歳）は人口・割合とも年々減少しています。2035年には2,882人、2050年1,853人（7.0%）まで減少すると予測されています。これにより、幼稚園児や小・中学生の数も年々減少していきます。
- ・生産年齢人口（15～64歳）も、人口・割合とも年々減少しています。2040年には15,776人と減り続け、2050年には11,616人（43.6%）まで減少すると推計されています。特に20歳前後での進学・就職による人口流出（社会減）が著しく、これが将来の年少人口の更なる減少につながっていくことが推測されています。
- ・老年人口（65歳以上）の「実数」は平成27年をピークに緩やかな減少に転じていますが、総人口の減少スピードが速く、「割合」は上昇し続けています。2040年には15,507人（45.9%）、2050年13,164人（49.4%）となることが推測されています。このうち、70～74歳の人口層が厚いため、今後さらに75歳以上の後期高齢者が増加し、医療・介護ニーズが拡大することが見込まれています。

[世帯数の推移]

2011年 （平成23年）	2015年 （平成27年）	2022年 （令和4年）	2025年 （令和7年）
24,332世帯	23,387世帯	22,792世帯	22,305世帯

- ・世帯は年々減少していますが、人口が大幅に減少している一方で、比較的横ばいで推移してきています。1世帯あたりの世帯員は、1995年（平成7年）時点では1世帯につき2.93人でしたが、2024年（令和6年）には2.04人まで低下しました。
- ・核家族化や単身世帯の増加により、人口減少の割には世帯数が減りにくい状況が続いていますが、長期的には人口減少や高齢化に伴い、世帯数も減少に転じると見込まれています。
- ・人口減少の一方で住宅数は増えており、2018年時点で空き家数は3,650戸（空家率14.3%）に達しています。今後も空き家数のさらなる増加が懸念されています。



(2) 子ども人口と世帯の状況

[出生数の推移]

2015年 (平成27年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
395人	204人	216人	155人

- ・出生数は、単年度での増減はありながらも減少を続け、総人口に対する割合も低下しています。



[18歳未満の子どもがいる世帯の推移]

	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
18歳未満親族	5,123世帯	4,379世帯	3,477世帯
※6歳未満親族	1,883世帯 (36.8%)	1,630世帯 (37.2%)	1,356世帯 (39.0%)
※核家族世帯	2,955世帯 (57.7%)	2,707世帯 (61.8%)	2,314世帯 (66.6%)
※ひとり親世帯	506世帯 (9.9%)	424世帯 (9.7%)	387世帯 (11.1%)

- ・18歳未満の子どもがいる世帯は 2010年と2020年（令和2年）の10年間で約32%（1,646世帯）減少しています。このうち、6歳未満の親族がいる世帯も10年間で約28%（527世帯）減少しています。
- ・18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は上昇しています。子育て世帯の総数は、この10年間で5,123世帯から3,477世帯へと1,646世帯減少していますが核家族の占める比率が高まっています。
- ・18歳未満の子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は、出生数の減少等により実数は減少しているものの、ひとり親世帯の割合は相対的に高まっています。核家族化の進行（2020年時点で子育て世帯の66.6%が核家族）とともに、ひとり親世帯の割合が相対的に高まっており、家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。
- ・世帯構造の変化により、地域や親族の相互扶助機能が弱まり、ひとり親家庭を含めた子育て世帯が孤立しやすい環境にあることが課題です。地域住民相互の社会的つながりが希薄化し、育児不安や経済的課題など福祉に対するニーズが複雑化・複合化しています。

(3) 高齢者人口と世帯の状況

[高齢者人口の推移]

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)
高齢者人口	19,167人	19,042人	18,594人
前期高齢者人口	8,997人	8,664人	7,904人
[宮古地区]	7,591人	7,173人	—
[田老地区]	507人	557人	—
[新里地区]	477人	476人	—
[川井地区]	422人	458人	—
後期高齢者人口	10,170人	10,378人	10,690人
[宮古地区]	7,959人	8,351人	—
[田老地区]	666人	643人	—
[新里地区]	753人	715人	—
[川井地区]	792人	669人	—

- ・ 高齢者人口は9年間で減少しています。前期高齢者（65～74歳）は高齢者人口の減少に伴い減少していますが、後期高齢者（75歳以上）は増加しています。前期高齢者について2015年と2020年を比較すると、全体では減少していますが、田老地区と川井地区では微増しています。また、後期高齢者の増加は宮古地区のみであり、それ以外の地区では減少しています。川井地区では16%減少しています。

[高齢化率の推移]

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和6年 (2024年)
高齢化率（全体）	33.8%	37.6%	40.1%
[宮古地区]	33.1%	36.2%	38.3%
[田老地区]	37.0%	44.0%	45.2%
[新里地区]	43.4%	49.3%	52.9%
[川井地区]	46.7%	54.8%	60.3%

- ・ 高齢化率は年々上昇し、令和6年には40%を超えています。令和6年では、宮古地区で38.3%、田老地区で45.2%となっていますが、新里地区で52.9%と半数を超え、川井地区で60.3%となっています。



[高齢者が属する世帯の推移]

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
全世帯	22,544世帯	21,152世帯
高齢者が属する	12,450世帯 (55.2%)	12,255世帯 (57.9%)
高齢者のみ	6,189世帯 (27.5%)	6,463世帯 (30.6%)
高齢者夫婦のみ	2,996世帯 (24.1%)	2,920世帯 (23.8%)
高齢者一人暮らし	3,193世帯 (25.6%)	3,543世帯 (28.9%)

※「高齢者夫婦のみの世帯」は、夫婦ともに、またはどちらかが65歳以上の世帯

- ・ 高齢者が属する世帯は、全世帯数の減少に伴い世帯数は減少していますが、割合は全世帯の半数を超え増加しています。ひとり暮らし高齢者世帯は、世帯数・割合とも増加しています。ひとり暮らし高齢者は、高齢者が属する世帯のうち28.9%、全世帯のうち16.8%となっています。

[介護保険認定者数と認定率] (令和5年10月31日現在)

圏域 (中学校区)	認定者数	認定率	高齢化率	特徴・傾向
第一中学校区	737人	17.9%	41.1%	市内で最も認定者数が多い圏域
第二中学校区	280人	17.8%	42.5%	高齢化率も42.5%と高い
河南中学校区	424人	16.4%	36.2%	認定率は市平均よりやや低い
宮古西中学校区	432人	15.7%	33.6%	認定者数は多いが、認定率は低め
崎山中学校区	178人	15.4%	35.1%	比較的低い認定率を維持
花輪中学校区	172人	16.1%	36.6%	認定者数・率ともに落ち着いている
津軽石中学校区	230人	14.9%	41.8%	市内で最も認定率が低い圏域
重茂中学校区	74人	17.0%	35.0%	認定者数は市内で最も少ない
田老第一中学校区	228人	19.7%	44.4%	平均を大きく上回る高い認定率
新里中学校区	211人	18.1%	51.9%	高齢化率は5割超だが認定率は18%台
川井中学校区	234人	20.6%	58.4%	市内で最も認定率が高い圏域

- ・要介護（要支援）認定者数は減少傾向にあります。認定率も岩手県（19.3%）や全国（19.1%）の平均を下回る水準（市全体で17.1%）を維持しています。しかし、地区別に見ると高齢化率の高い田老地区や川井地区で認定率が高くなる傾向があります。



(4) 障がい者手帳所持者の状況

[障がい者手帳所持者の推移]

	2020年 (令和2年)	2022年 (令和4年)	2024年 (令和6年)
身体障害者手帳	2,303人	2,079人	1,976人
療育手帳	589人	603人	573人
精神障害者保健福祉手帳	612人	619人	652人
合計	3,504人	3,301人	3,201人

- ・身体障害者手帳を所持している人は、手帳所持者全体の約62%を占め、最も大きな割合を占めていますが、人口減少に伴い減少傾向にあります。内訳では、肢体不自由（約46%）が最も多く、次いで内部障害（約38%）となっています。
- ・療育手帳を所持している人は、大きな増減は見られませんが、長期的には微増・横ばいで推移しており、人口比率では1.2%とやや増加傾向にあります。

- ・精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、増加傾向にあるのが特徴です。多様化・複雑化する社会におけるストレスなどがこころの健康に影響を与えている可能性が指摘されています。

出典：宮古市の統計、宮古市ホームページ（宮古市の人口・世帯数）、宮古市総合計画、宮古市空き家等対策計画、第4期宮古市地域福祉計画、第4期宮古市障害者福祉計画、宮古市第3期子ども子育て支援計画、宮古市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（いきいきシルバープラン2024）

注）使用している数値は出典により基準日が異なることから、同じ年度でも異なる数値となっています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

“ひと”と“人”が つながり 関わりあい ともに 支え合う まち みやこ

2 計画の基本目標

I. 福祉の学びと担い手の育成

- (1) 身近な福祉への気づきの醸成
- (2) 福祉への参加人口増加

II. 安心の地域づくり

- (1) 場の創出
- (2) つながり・支え合いの充実
- (3) 災害時支援体制の構築

III. 活動基盤の充実

財源・情報・人材・組織圏域

IV. 地域相談支援機能の充実

相談機能の向上・福祉サービスの充実

V. 新しい課題への対応と見直し

評価の見直しの実施・新たな課題への対応

基本理念 (計画が目指す将来像)



“ひと”と“人”がつながり関りあい
ともに支え合うまち みやこ

住民一人ひとりが地域の一員として、
お互いを認め合い支え合う宮古市を目指します。

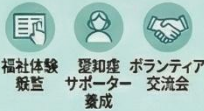
5つの基本目標

(具体的な5つの柱)



I. 福祉の学びと
担い手の育成

福祉への「気づき」を広め、
活動に参加する人を増やす
ための教育と人材育成。



福祉体験 認知症 ボランティア
観察 サポーター 交流会
養成



II. 安心の
地域づくり

居場所(子ども食堂等)の
創出、つながり、災害時の
支え合い体製の構築。



子ども食堂
(中学相区
ダイニング)
支え合い
マップ
サロン支援



III. 活動基盤の
充実

財源(共同基金等)・情報
・人材・組織を整え、持続
可能な活動を支えます。



生活支援
コーディネート
権利擁護
ICT活用
配置



IV. 地域相談支援
機能の充実

複雑な悩みにも対応できる
専門相談窓口の強化と、
権利擁護の推進。



V. 新しい課題への
対応と見直し

PDCAサイクル(評価・見
直し)を回し、時代の変化
に柔軟に対応します。

第4章 計画推進への取り組み

I. 福祉の学びと担い手の育成

(1) 身近な福祉への気づきの醸成

現状と課題

- ・宮古市の人口は平成27年56,676人から令和7年45,148人と減少しており、出生数も平成27年395人から令和6年155人と39.2%減少しています。
- ・18歳未満の子どもがいる世帯の内、核家族世帯は66.6%（令和2年）と核家族化が急速に進み、日常生活場面における高齢者をはじめ、家族以外の他者とかわりを持つ機会も減少しています。
- ・地域共生社会の実現に向けては、お互いを尊重し、認め合い、支え合う福祉のまちづくりを実践していくために、一人ひとりの個性と人権を尊重し合う姿勢を育むことが大切です。
- ・誰もがいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らし続けていくため、誰もが地域の担い手となり活動に参加することも必要です。
- ・地域活動を支える人材は一部の層に偏っており、若い世代や新たな担い手の発掘と育成が急務です。

第2期地域福祉活動計画事業評価

- ・宮古市内小中学校及び高等学校等を対象に福祉体験教室を開催しています。
- ・令和5年度67件、令和6年度60件（うち一般6件）の福祉体験教室が実施され、令和6年度は1,114人が参加しています。また、66名が福祉体験教室に協力する等の成果があります。
- ・令和5年に成立した「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指して、認知症の理解を促進するため地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが中心となり、地域で暮らす児童生徒を対象に「孫世代のための認知症講座」を開催しています。
- ・福祉体験教室や養成講座等の実施にあたっては、福祉事業者等との連携や、当事者やボランティア等の参加により実施していますが、研修会や体験プログラム見直し検討の計画が達成されていません。要因は、各体験の振り返りが十分になされていないこと、実施者、学校とも業務が多重化する中で実施後の時間までを設けることができないことにあります。
- ・次期計画では、体験プログラムをより効果的なものとするため、振り返りの方法をデジタル化する等受け手側も負担なく実施できる方法を検討する必要があります。
- ・福祉体験教室は、プログラム参加者の福祉への理解や関心を高めることが目的です。体験を通じて、関心や理解を深めること、自主的に活動への参加を結びつけていくことも課題です。プログラムを踏まえて次のステップへとつながっていける、学習の場や体験の場、仕組みを構築することも必要です。

第3期計画での具体的な取り組み

福祉の学びの場提供と充実

- ・「福祉体験教室」「孫世代の認知症講座」を開催し学校や地域、福祉事業者と連携して実施し福祉に対する理解を促進します。
- ・福祉体験教室や講座は様々な人材が関わることで、相互に理解を促進するため、福祉事業者や障がい当事者、地域の高齢者、ボランティアが参加し実施します。
- ・福祉体験プログラムの「評価・見直し」を適切に行いプログラムの充実を図るために検証の方法を改め、見直しを行います。
- ・プログラム充実に向け振り返りを実施するためのツールを検討し活用します。

住民主体の多世代型交流事業の実施

- ・「みやこ和来輪来まつり」「田老福祉センター文化祭」「むつわ荘まつり」「清寿荘ふれあいまつり」等のイベントや地域行事を通して、住民が福祉活動に関わる機会を設け、全ての人々が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指すため、高齢者や障がい者との交流を促進します。
- ・開催は住民が主体的に関与するため、住民や関係機関等で構成された実行委員会により実施します。
- ・地域行事やイベントには、多様な世代が参加していることで、福祉に対する興味関心が深まり、自主的な活動へ結びつけていきます。



(2) 福祉への参加人口増加

現状と課題
<ul style="list-style-type: none">・人口減少や世帯構造の変化により、地域や親族の相互扶助機能が弱まり、ひとり親家庭を含めた子育て世帯が孤立しやすい環境にあることが課題です。地域住民相互の社会的つながりが希薄化し、育児不安や経済的課題など福祉に対するニーズが複雑化・複合化しています。・高齢者が属する世帯は、世帯数の減少に伴い世帯数は減少していますが、割合は全世帯の半数を超え増加しています。ひとり暮らし高齢者世帯は、世帯数・割合とも増加しています。ひとり暮らし高齢者は、高齢者が属する世帯のうち28.9%、全世帯のうち16.8%となっています。
第2期地域福祉活動計画事業評価
<ul style="list-style-type: none">・認知症サポーター養成講座を、小・中・高等学校、企業、自治会等へ市介護保険課、福祉事業所、地域包括支援センターと連携し実施しています。地域の高齢者の課題や地域の課題と福祉全体への関心や興味を高めるきっかけとなっています。・子どもや子育て世帯、ひとり親世帯の孤立防止のためのネットワーク構築に向けて、子ども食堂サポーター養成講座、学習支援サポーター養成講座やボランティアの交流会を開催しています。・日常生活圏域に配置された生活支援コーディネーターによる担当地域に特化した情報誌「つながり通信」を発行しています。・「見守り支援配食事業（つながり弁当）」の研修会を実施しました。参加者の71.4%が新規ボランティア登録に至るなど、具体的な活動メニューを提示する研修が担い手獲得に効果を上げました。・「地域コミュニティ型子ども食堂」の活動の場は、他地域からの見学者の受け入れにより新規ボランティアの参加を促す場となっています。活動内容を具体的にイメージできる体験型の研修会を定例化し、未経験者が参加しやすい環境を整えることが必要です。地域資源と連携して戦略的に「参加したくなる場」を創出する視点も重要です。・ボランティアの年代層が高齢化しており、次世代の掘り起こしが課題です。また、リーダーの負担が大きい事務手続きや助成金申請の支援を仕組み化し、活動の休止・廃止を防ぐことも必要です。・「社協だより」Web版の運用開始、SNS（ブログ、Facebook）を活用した寄付やイベント情報の周知が進んでいます。各種研修等の申し込みのオンライン化により、幅広い世代へのアプローチが強化されました。SNS（Instagram等）の活用をさらに進め、若い世代に届く情報発信と、参加機会（オンライン申し込み等）を拡充することが必要です。・SNSを活用して地域で行われている住民活動やボランティア活動を掲載しています。寄付金、寄付物品情報を掲載し「寄付」という形の参加について周知にも努めました。

第3期計画での具体的な取り組み

地域での理解促進とサポーターの養成への取り組み

- ・「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の方やその家族を地域でサポートするための人材の養成と住民への啓発を図ります。
- ・「学習支援サポーター養成講座」「子ども食堂サポーター養成講座」を開催し、子どもや子育て世帯、ひとり親世帯の孤立防止のためのネットワーク構築に向けて、子どもや子育て世帯を地域でサポートするため開催し人材の養成と啓発を図ります。

ボランティア活動参加機会の充実への取り組み

- ・「社協だより」の発行や「ホームページ・SNS」を活用し、ボランティア活動に興味のある人や企業・団体が、誰でも気軽に参加でき、かつ日常的な活動ととらえることができるよう多様な受け手を配慮して適切な手段で情報を提供します。
- ・「協議体」の設置し、「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、生活支援コーディネーター等が地域に暮らす高齢者をはじめとした住民自らの知識や経験を活かして活躍できるよう、地域で必要な人材の育成に努めるため、全ての日常生活圏域に「協議体」を設置して、地域課題を共有し資源の整理と具体的な支援策を検討します。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第1層協議体	→			
第2層協議体 2/11区	第2層協議体 4/11区	第2層協議体 6/11区	第2層協議体 8/11区	第2層協議体 11/11区

- ・「ボランティア情報交換会」や「ボランティア交流研修会」を開催し、ボランティア団体・企業・社会福祉法人等、関係機関との連携を図るため、情報交換会や交流会を開催し、住民の身近な活動に結び付けるコーディネート機能を充実させます。



見守り支援配食事業

ボランティア

はじめまして!研修会

宮本市福祉では、在宅で生活する
見守りが必要な高齢者への生活支援を
図るため、生活支援活動の推進を図る
観点から、この事業では、地域
ボランティアを募集しております。

地域の見守りに興味がある方
空いた時間で「ちょこっと」
ボランティアを始めてみたい方
ぜひ、この研修会に参加してはいかがでしょうか?

2/12

午前11時

～11時45分

参加無料

会場 宮古市総合福祉センター
(宮古市中山二丁目9-20)
2階 地域活動センター

〇内容
事業説明
視覚ボランティアさんのお話
なんでも質問コーナー など

〇お申込み
☎0193-77-3061
又は市福祉課福祉推進課
までお電話ください。

研修会が2月12日(金)です。

主催 社会福祉法人宮古市総合福祉協議会

II. 安心の地域づくり

(1) 場の創出

現状と課題
<ul style="list-style-type: none">・ 18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は上昇しています。子育て世帯の総数は、この10年間で減少していますが、核家族の占める比率が高まっています。また、ひとり親世帯の割合は、出生数の減少等により実数は減少しているものの、割合は相対的に高まっています。・ 世帯構造の変化により、地域や親族の相互扶助機能が弱まり、ひとり親家庭を含めた子育て世帯が孤立しやすい環境にあることが課題です。・ 単身世帯の増加や核家族化により、高齢者の孤立や子育て世代の不安が増大し、社会的孤立が深刻化しています。・ 介護と育児の「ダブルケア」や「8050問題」など、一つの世帯に複数の課題が重なり、既存の専門サービスだけでは対応しきれない事案が増えています。・ ひきこもりや生活困窮など、公的サービスの対象外となる「制度の谷間」にあるニーズが地域で浮き彫りになっています。・ 住民が気軽に集まれる「居場所」の不足や、活動資金の確保など、継続的な運営体制の整備が必要です。・ 支援が必要な人も「地域の資源」として捉え、誰もが何かしらの形で貢献できる場、「お互いさま」の意識醸成を図る多世代・多機能な居場所づくりが必要です。・ 「生きがい活動の場」「見守りや支え合いの場」「多世代の交流や活躍の場」「自立や社会参加に向けた場」「困りごとを相談できる場」など、安心して過ごせる「場」づくりに向けた支援が必要です。・ 悩みや支援を必要とする人が、役割を持ち参加できる居場所づくりが必要です。・ 場づくりや地域支援者のネットワークを構築し、公的支援につながりにくい課題をキヤッチするための仕組みづくりが必要です。
第2期地域福祉活動計画事業評価
<ul style="list-style-type: none">・ 日常生活圏域8圏域の内5圏域で6ヶ所の地域コミュニティ型子ども食堂を各地区で創意工夫して実施しています。子ども食堂には学生の学習支援員配置により、子どもたちの見守りや安心して楽しめる環境づくりにつながっています。・ 子ども食堂は社会福祉法人や企業の関心も高く、新たな立ち上げ相談も寄せられています。コミュニティ型子ども食堂は、立ち上げ希望地区へのコーディネート支援を継続するとともに、現行の開催地区に対しては、リーダーの負担軽減（事務支援など）を含むバックアップ体制の強化が課題となっています。・ 自立や社会参加の場として、男性向けの「おっさんずくらぶ」や就労準備支援（生活困窮者自立支援事業）の場としての「しごとネット」「カフェ風（なぎ）」など、対象者のニーズに合わせた多様な居場所を提供しています。特に「おっさんずくらぶ」は市内全域から参加があり、高いニーズが確認されています。・ 「しごとネット」では市内6企業から仕事受注する他、令和7年度からは田老福祉センターを新たな活動の場とし清掃作業を体験的に開始しプログラム参加者が一般就労へつながるなど効果を得られています。

第3期計画での具体的な取り組み

多様な各種の居場所づくりへの取り組み

- ・「子ども食堂（しおかぜキッチン）」は、多様で複合的な課題を抱えたひとり親や子どもへの伴走支援の場として、専門職やボランティアの参加により実施します。
- ・「地域コミュニティ型子ども食堂（中学校区ダイニング）」は、孤立防止のためのネットワークを構築する場として、支援が行き届いていない子どもを発見し支援につなげていくため、高齢者をはじめとした多様な住民が支える側となり参加できる場として実施します。
- ・「児童生徒の学習支援（まなびネット）」は、多様で複合的な課題を抱えた親や子どもへの学習の支援や多様な体験の場として、学生ボランティアや企業、NPOなどの参加により実施します。
- ・「青年期のフラットな居場所（さざなみベース）」は多様で複合的な課題を抱える若者への伴走型相談支援の場として実施します。
- ・「自立や社会参加の場（しごとネット、荒波カフェ、カフェ凧、おっさんずクラブ）」は、各参加者のニーズや課題に合わせて様々な人が関わり多様な活動を実施します。
- ・「独居高齢者や孤立傾向、ひきこもりの状態の方の場（まるっと陽だまり）」を実施します。

地域の人々が福祉に参加するための場や機会の提供への取り組み

- ・「子ども食堂支援者研修会（フレンドカフェ）」を、子ども食堂の運営に関わる人や関心のある人達の情報交換のため開催します。



(2) つながり・支え合いの充実

現状と課題

- ・ 家族構成や生活スタイルの変化により、隣近所の顔が見えにくい関係が広がり、つながりの希薄化と孤立が深化しています。
- ・ つながりの希薄化により、独居高齢者だけでなく、ヤングケアラーや子育て家庭の孤立など、外から見えにくい「SOS」が増大しています。
- ・ 自治会や老人クラブなどの加入率低下や役員の高齢化により、地域行事や見守り活動の維持が困難になっています。
- ・ 支援を拒否する人や自ら声を上げられない人など、潜在的なニーズに対し、アウトリーチ（出向く支援）やさりげない見守り機能が重要です。
- ・ 潜在的なニーズを発見するためには、専門職や住民だけでなく、地元の商店や企業、NPO等が地域づくりに参加できるプラットフォームが必要です。
- ・ つながりや支え合いを充実させるために、対象を限定せず、子どもから高齢者までが集える場を増やすことが必要です。
- ・ 「福祉は自分事」と捉える意識を育み、地域住民一人ひとりが担い手となれるよう学習の機会を充実させることが必要です。
- ・ 高齢者が属する世帯は、世帯数の減少に伴い減少していますが、割合は全世帯の半数を超え増加しています。ひとり暮らし高齢者世帯は、世帯数・割合とも増加しています。ひとり暮らし高齢者は、高齢者が属する世帯のうち28.9%、全世帯のうち16.8%となっています。

第2期地域福祉活動計画事業評価

- ・ 日常生活圏域には生活支援コーディネーター（第2層）が配置され、生活支援ニーズと資源の把握を行い、新たな資源開発と担い手の養成など住民主体の支え合いを推進しています。
- ・ 生活支援コーディネーターが行う住民支え合いマップづくりやサロン活動の支援、「つながり弁当」による見守り活動等を通じて担当地区の地域アセスメント、地域活動や資源、生活課題を把握しています。全域で共通する生活課題として交通手段の確保の難しさ、買い物不便さが挙げられています。
- ・ 生活支援コーディネーターは、これらの課題について、住民がより多くの交流や活躍できる機会を得られるよう連携や調整を行い「地域内での買い物が不便」「自分で好きな洋服が選びたい」という要望から出張販売会等が実現。企業や福祉事業所、自治会、民生委員児童委員等の協力により実施につながっています。
- ・ 支え合いマップは、令和6年度新規・更新合わせて22回の取り組みが行われました。マップづくりを通じて住民同士が地域の課題解決（見守りや災害時の避難意識の向上など）に向けて自主的に行動する機会にもなっています。
- ・ サロンリーダー同士の情報交換会により、課題共有や活動意欲の向上が図られました。福祉・介護の講師をサロンへ派遣することを通じて会員以外の一般住民が参加する機会も創出されています。
- ・ サロン活動において、新規に立ち上げたサロンがある一方で、リーダーの高齢化や後継者不足による解散・休止が発生しています。リーダーの高齢化により後継者探しに時間を要しているのが現状です。

- ・リーダーの負担軽減のため、レクリエーション用品の貸出や、福祉・介護に関する講師派遣などの後方支援をさらに継続・充実させることが必要です。
- ・「つながり弁当」は、年々利用登録者と見守り活動数が増加しています。令和6年度には新たに7名が見守り活動ボランティア登録しました。企業の協力による配食拠点の確保等、地域とのつながりが薄い高齢者とのつながり構築が進んでいます。
- ・川井地区でのお元気まもりシステムは、新規利用登録者がいない状況にあります。

第3期計画での具体的な取り組み

地域の見守り・支え合い構築への取り組み

- ・「ふれあいいきいきサロン（ほっとほ一む）」等の立上げと継続に向けた支援を行います。また、レクリエーション用具の貸出、助成金交付、講師派遣や研修会情報提供等を行います。
- ・「見守り支援配食事業（つながり弁当）」により見守り活動者と協力企業等の拡大を図ります。
- ・「お元気まもりシステム（ICT活用）」の実施と見直しを行います。

地域がつながり合う「場」づくりへの取り組み

- ・「住民支え合いマップづくり」の作成と定期点検を、日常生活圏域において小学校区・自治会等を基本とした近隣圏域（50世帯ごと）で実施します。
- ・「サロン連絡会・リーダー情報交換会」を日常生活圏域で開催します。



(3) 災害時支援体制の構築

現状と課題

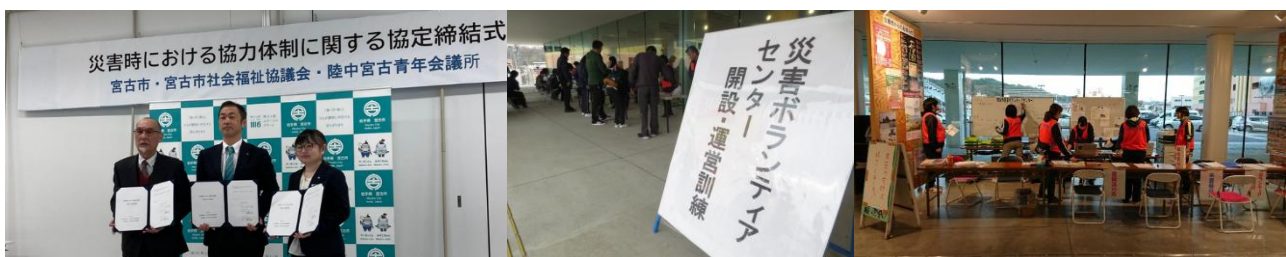
- ・ 東日本大震災以降、度重なる台風災害や火災など、自然災害への対応が重要な課題となっています。
- ・ 発災後には、被災者の生活再建に向けた支援を行うため、災害ボランティアセンターをボランティアやNPO、行政や関係団体と連携しながら進めて行くこととなりますが、近年全国各地で自然災害が頻発しているため、運営体制の構築が課題となります。
- ・ 被災者を支援するためには、行政や関係団体と連携して情報の共有を速やかに行う体制の構築が必要です。
- ・ 災害時に向けては、宮古市・陸中宮古青年会議所・宮古市社会福祉協議会にて三者協定を締結して、災害時への備えを行うこととしています。
- ・ 全国各地で自然災害が発生していることを踏まえ、市民が災害支援活動に参加することを支援することが、災害時に向けた人材の育成とネットワーク構築には必要です。
- ・ 人口減少や高齢化など地域人材や福祉専門職の減少が課題です。災害時に多様な世代が活動に参加しやすくなるよう「顔の見える関係」をつくり、平時から福祉への参加意識を向上させる取り組みが重要となります。

第2期地域福祉活動計画事業評価

- ・ 宮古下閉伊地区の社会福祉協議会が災害ボランティアセンター開設訓練を毎年開催しています。
- ・ 令和5年度は秋田県秋田市災害ボランティアセンターへ社会福祉協議会職員2名を5日間、石川県珠洲市災害ボランティアセンターに社会福祉協議会職員1名を7日間、令和6年度には山形県酒田市災害ボランティアセンターへ社会福祉協議会職員2名を12日間派遣しています。

第3期計画での具体的な取り組み

- ・ 「災害ボランティアセンター開設訓練」を宮古下閉伊地区の社会福祉協議会や行政、青年会議所、関係機関と開催します。
- ・ 「災害活動支援基金」を募り、市外で開設された災害ボランティアセンターへ市民がボランティア参加を支援するため活用します。



Ⅲ. 活動基盤の充実

財源・情報・人材・組織圏域

【現状と課題】

- ・人口減少など地域社会のあり様に変化する中、必要な福祉活動財源を維持していくことは困難となっていき、新たな財源の獲得と取り組みの効率化が求められています。
- ・財源や人材が減少することを補うため情報発信などにおいてデジタル化が進む一方で、情報を受け取りにくい人が出ないよう支援が必要です。アナログ媒体とデジタル媒体を組み合わせ、属性に合わせた情報の最適化や支援が課題です。
- ・地域福祉活動を支える民生委員児童委員や町内自治会役員などの確保も課題です。地域福祉を推進する行政や社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉事業者、関係機関との役割を整理することも必要です。
- ・地域人材やボランティアの高齢化が進み、多様な層の参画が限られています。多様な参加の機会や「受け手」と「支え手」でなく誰もが主体的に参加できる仕組みの整備も必要です。
- ・学校の統廃合や事業所の統合や廃業も進んでいます。サービスの受け手と支え手も減少が急速に進んでいくことから、生活を支えるため必要なサービスが継続されるよう効率的な運用が求められます。生活圏域や拠点、人材のあり方を見直すことが急務です。

第2期地域福祉活動計画事業評価

- ・人口減少や自治会の解散により、社協会費の実績が減少しており、財源確保が厳しくなっています。一方で、共同募金では「寄付付き自動販売機」や企業との共同企画といった多様な手法が試みられ成果を挙げています。
- ・寄付付き商品の拡充や、SNS・社協だよりを活用した寄付の必要性・活用方法の発信を強化し、継続的な寄付につなげる仕組みを構築しています。
- ・人口減少により財源が限られていく中で、現状の事業を整理・見直し、効果的な財源活用を検討する必要があります。
- ・令和5年度には災害支援基金が創設され、被災地支援への活用も行われました。
- ・財源の減少により「社協だより」の紙面発行が削減されましたが、Web版の運用開始やSNS（ブログ、Facebook）との併用により補完を図り、さらにデジタル媒体による新たなターゲット（若者、宮古市以外等）への発信を行っています。
- ・ボランティア研修や市民後見人養成研修等の各種申し込みのオンライン化など利便性は向上しました。今後は媒体ごとの情報のすみ分けや、受け手の偏りをどう防ぐかが課題です。
- ・日常生活圏域への生活支援コーディネーターの配置は完了しています。広域的な調整を担う第1層協議体が設置されました。今後はさらに地域課題解決に向けて日常生活圏域での第2層協議体の設置を進めていくことが必要です。
- ・地域の人口や世帯の変化により、公的制度やサービスにより生活を維持することが困難な状況になっています。住み慣れた地域での生活を支えるため、市内で統一されたサービスではなく、地域の実情に応じた、地域が主体となったサービスを構築していくことが必要です。協議体の設置を進めていき、地域の課題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

- ・地域福祉活動推進委員会の設置、コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の配置は、地域人材や福祉人材、財源が減少する中、役割の整理が必要です。既に、「生活支援コーディネーター」が配置されていること、地域の生活課題を検討し解決に向けていく場として「協議体」の設置が開始されたことに伴い、第3期計画においては、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置と地域福祉活動推進委員会の設置について役割を見直す必要があります。専門的知識が必要である福祉課題解決に向けては、地域相談支援機能との連携を十分に図れるよう計画に位置づけていくことが必要です。
- ・生活支援コーディネーターは、住民ニーズや地域課題を漏らさず把握できるようスキルアップを図っていきます。また、高齢者等の参加の場の構築やボランティアをした人々と場所を適切につなぐマッチング機能を向上させていきます。

第3期計画での具体的な取り組み

- ・「生活支援コーディネーター」を配置し地域課題やニーズに対し、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くためのコーディネーター機能の充実を図ります。
- ・「福祉協力員」を配置、町内自治会、民生委員・児童委員などと協力して地域での生活ニーズの把握や、住民主体の支え合い活動の活性化を図ります。
- ・「社協会費」や「共同募金」など「じぶんの町を良くする」寄付の仕組みの理解や、多様な募金方法により幅広い年代へ周知を図ります。
- ・企業等の社会貢献活動の風土が、地域に根付くよう「寄付」の醸成を図ります。
- ・「社協だより」の発行、「ホームページ・SNS」を活用して市内の福祉や生活課題や解決に向けた取り組みを広く知らせていきます。
- ・専門性の向上や連携に向けて、福祉専門人材の育成のため各種研修を活用します。



IV. 地域相談支援機能の充実

相談機能の向上・福祉サービスの充実

現状と課題
<ul style="list-style-type: none">・相談窓口の多様化が進む一方で、相談者がどこに相談すべきか迷う「入り口の複雑化」が起きています。・生活の困りごとは介護、育児、経済的困窮などが絡み合った複合化・複雑化しており単一の窓口では解決できない事案が増加しています。・複数の課題を抱える世帯に対し、関係機関が情報を共有し、一体的に対応する体制の構築がまだ不十分です。・自ら相談に来るのを待つだけでは、深刻な孤立状態にある世帯を把握できないという課題が浮き彫りになっています。・支援を拒否する層や情報の届かない層に対し、専門職が地域へ出向いて関係を築く力が不足しています。・専門機関の連携強化と、地域住民による「気づき」の連動が求められています。・住民と専門職、民間サービスを繋ぐ「つなぎ役」の配置をさらに推進します。・子ども食堂など、住民ボランティアによる独自のサービスが広がりを見せています。・ちょっとしたゴミ出しや買い物支援など、制度では対応しきれないニーズに応える活動の担い手不足が課題です。・地域の支え合い活動においても、判断能力が不十分な方も全ての方が地域の一員としてその人らしく暮らし続けられる権利擁護支援の醸成が必要です。・困難事例に対して、分野の垣根を超えて検討する包括的なネットワークを強化していくことが必要です。・住民活動と行政、専門機関が「顔の見える関係」でつながり、早期に支援へつなげるネットワークの強化が求められています。・解決して終わりではなく、地域で安心して暮らし続けられるよう長く見守る伴走型の支援体制を目指すことが必要です。・少子化や人口の流出が進む中では次世代を担う福祉専門職人材の獲得は困難となります。福祉サービスの維持、充実に向けては社会福祉法人等が連携して地域の担い手を補っていくことが必要です。
第2期地域福祉活動計画事業評価
<ul style="list-style-type: none">・令和4年度に開設された「宮古圏域成年後見センター」は、勉強会やチラシ配布などの周知活動により、現在は相談件数が増加し、実績に反映されています。・令和6年度高齢者支援相談（11,136件）、障がい者支援相談（7,794件）、低所得者相談（2,041件）など、多岐にわたる専門的な相談支援が実施されています。・相談支援に従事する専門職が合同で処遇困難ケースの事例検討会を開催し、一部の地区では実際の事業化にまでつながる成果を上げています。・個別の相談支援を、地域全体の課題解決（地域づくり）へとどのように繋げ、組織的な体制として定着させるかが課題です。・関係機関が開催する研修への積極的な参加や、内部での伝達研修を通じて、組織全体の相談援助技術の底上げを図っていく必要があります。

- ・ 成年後見センター、日常生活自立支援事業、地域包括支援センターが連携し、出前講座等を行い、制度や事業の周知を図り、地域で安心した暮らしを支える相談基盤を強化します。
- ・ 専門職による相談機能（フォーマル）と、地域住民による支え合い（インフォーマル）を、協議体という組織的な場で融合させ、より重層的な地域支援体制を構築することが期待されます。


第3期計画での具体的な取り組み

- ・ 「福祉専門相談窓口」として低所得相談、生活困窮者自立支援相談、日常生活自立支援相談、成年後見相談、子育て支援相談、高齢者福祉相談、障がい児・者福祉相談、ボランティア相談などの各分野の相談支援機関を地域支援機能と組み合わせながら、総合的な相談支援体制を強化していきます。
- ・ 特定分野での解決が困難な課題や生活課題が多様化・複雑化する中で、制度の狭間にある課題については、令和7年度から配置となった重層的支援体制整備事業多機関協働事業共生社会推進員が、支援会議等を開催して対応していきます。
- ・ 多機関協働事業が効果的に機能するために、相談支援に携わる人材の「顔の見える関係」構築に向けて「事例検討会」を開催します。
- ・ 「相談援助職研修会」を相談支援体制の強化を図るため、専門職のスキルアップと連携による機能強化に向けた連携強化、専門職人材育成に向け開催します。
- ・ 地域共生社会の構築に向けて、社会福祉法人等に所属する職員や専門職、地域人材等が地域の課題を共有し必要な解決に向けた場やネットワークを構築します。
- ・ 権利擁護の観点から、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らし、人間としての尊厳を守られるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進、市民後見人等の地域人材の育成を図ります。
- ・ 民生委員児童委員、町内自治会など地域の関係者と協力し地域住民の困りごとについて相談できる仕組みづくりを推進していきます。
- ・ 「社会福祉法人等連携の場」を設け福祉専門職が連携して地域での公益的活動を連携して進めていきます。



V. 新しい課題への対応と見直し

評価と見直しの実施・新たな課題への対応

現状と課題				
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の流行や激甚化する自然災害、物価高騰など、生活を脅かすリスクが短期間で変化しており、計画の硬直化が懸念されています。 ・地域のつながりや安心感、自立や参加への「意欲」といった数値化しにくい「定性的」な成果を、どう正しく評価するかが模索されています。 ・5年計画であっても、現状に合わせた修正を行い、地域の実態と必要な事業が実施されるよう。計画期間内においても見直しが必要があります。 ・評価結果は、ホームページなどを活用して住民に分かりやすく公表し、「自分たちの地域がどう変わったか」を共有することで、自分たちの地域の変化を知ることにも必要です。 				
第2期地域福祉活動計画事業評価				
<ul style="list-style-type: none"> ・内部委員会を年6回、外部評価委員会を年1回開催して計画の進捗管理が実施されています。 ・一部取り組みでは、新たに把握した地域ニーズに対し、多職種連携で具体的な事業を検討する場が設けられるなど、実践的な動きが見られています。 ・人口減少に伴い、財源や人員の確保がますます厳しくなることが予想されています。限られた予算と人材の中で、どのように効率的に活動を推進していくかが大きな課題です。 				
第3期計画での具体的な取り組み				
<ul style="list-style-type: none"> ・「モニタリング」は、社会福祉協議会経営会議（月1回）にて実施します。 ・「地域福祉活動計画評価委員会」を設置して「PDCAサイクル」に基づき計画進行の管理を行い、成果と課題を明らかにし見直しに反映します。 ・第3期地域福祉活動計画期間3年目（令和10年度）に中間評価を行い、中間見直しを実施します。 ・第4期地域福祉活動計画策定委員会は、中間評価・見直しを経て令和11年度に設置し策定に向けていきます。 				
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
令和7年度評価	令和8年度評価	令和9年度評価	令和10年度評価	令和11年度評価
		中間評価	第4期計画策定委員会	

第5章 計画の推進と評価

地域福祉活動計画は、地域の福祉課題の解決に向けて、社会福祉協議会と地域住民、地域福祉に関わる機関や団体等と協働で進めていくものです。

この計画を着実に実行していくために、次の視点に基づいて進めます。

(1) 地域住民、関係機関や団体との協働

本計画の推進にあたっては、地域住民をはじめ、町内自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア・市民活動団体、NPO、福祉事業者等、地域の福祉活動に携わる機関や団体と協働して進めます。

(2) 宮古市地域福祉計画との連携

宮古市が策定した「地域福祉計画」とは、ともに宮古市の地域福祉の推進を目指すものです。市の各関係機関や関係各課と連携・協力して計画の推進に努めます。

(3) 地域福活動計画の周知

本計画を、より多くの地域住民に知っていただくために、社協だよりへの掲載、ホームページ等を活用し広報を行う他、社会福祉大会や各種研修、講座、福祉教育の機会を活用して、住民への周知に努めます。

また、懇談会などあらゆる機会を通じて、計画を広く周知するとともに地域が抱える福祉課題の把握に努め、計画を推進していきます。

(4) 計画推進のための評価と機関

本計画の評価項目や基準を明確にして、年度ごとに進行管理を行います。評価については、参加者数や件数など数量的な評価だけでなく、関係する住民、機関や団体への聞き取り調査を行い、その有効性などを確認していきます。

「地域福祉活動計画評価委員会」では、計画の進捗状況の確認や評価を行うとともに、地域の福祉課題の把握と共有化を図りながら、課題の解決に向けた取り組みの検討を合わせて進めます。

また、評価委員会での評価をもとに計画期間の3年目には計画を見直し、新たな事業や活動の提案など必要な改善を行います。計画の4年目には、第3期地域福祉活動計画での取り組みを踏まえ「地域福祉活動計画策定委員会」において、第4期地域福祉活動計画の策定に向けた取り組みを進めます。

(5) 社会福祉協議会の強化・発展方針

社会福祉協議会が本計画の牽引役として使命を果たすには、組織基盤の強化・発展が不可欠です。宮古市の地域福祉を推進する中核的な団体としてビジョンと目標を明確にし、

社会福祉事業の健全な発展と活性化を図るとともに、経営改善を計画的に進めるために「中期経営計画」と連携しながら計画の推進を進めていきます。

第6章 資料編

(1) 策定の経過

令和4年3月23日	令和3年度宮古市地域福祉活動計画評価委員会	
令和5年3月7日	令和4年度宮古市地域福祉活動計画評価委員会	
令和5年6月14日	令和5年度宮古市地域福祉活動計画評価委員会	
令和6年6月24日	令和6年度宮古市地域福祉活動計画評価委員会	
令和7年6月17日	令和7年度宮古市地域福祉活動計画評価委員会	
令和7年12月2日	令和7年度宮古市社会福祉協議会 第3回三役会議	
令和8年2月20日	令和7年度宮古市社会福祉協議会 第11回経営会議	
令和8年3月11日	令和7年度第1回宮古市地域福祉活動計画策定 委員会	
令和8年3月17日	令和7年度宮古市社会福祉協議会 第4回理事会	

(2) 策定委員会委員

	所属団体名	役 職	氏 名
1	社会福祉法人川井心生会 特別養護老人ホーム心生苑	施 設 長	委員長 畠山 充
2	宮古市老人クラブ連合会	会 長	副委員長 梶山 康子
3	宮古市民生委員児童委員協議会	会 長	長沢 雅彦
4	宮古市町内自治会連合会	会 長	山崎 一美
5	岩手県社会福祉士会沿岸ブロック	社会福祉士	加藤 伸二
6	みやこボランティア連絡協議会	会 長	金丸 久子
7	社会福祉法人新里紫桐会工房まんさく	所 長	大洞 久美子
8	社会福祉法人田老和心会 特別養護老人ホームふれあい荘	施 設 長	松本 勝徳
9	宮古市身体障害者福祉会	会 長	高橋 智
10	特定非営利活動法人ふれあいステーション・あい	理 事 長	佐々木 りほ子
11	宮古市保健福祉部福祉課地域福祉係	係 長	齋藤 公誉

(3) 評価委員会委員（第2期計画）

No.	所属団体名	役 職	氏 名
1	NPO法人宮古圏域障がい者福祉推進ネット	事務局長	委員長 戸由 忍
2	みやこ手をつなぐ育成会	会 長	副委員長 齋藤 玲子
3	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	理 事	菊地 辰志
4	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	監 事	中坪 清見
6	みやこボランティア連絡協議会	会 長	金丸 久子
5	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	評 議 員	井戸坂 知幸
7	墓目区	区 長	山口 勉

8	箱石地域づくり委員会	会 長	山崎 和茂
9	宮古市立山口保育所	所 長	湯沢 恵美子
10	日本教育会岩手県支部宮古地区会長	所 長	青笹 光一
11	宮古市保健福祉部福祉課	課 長	金澤 建司

※令和7年6月17日時点

(4) 用語解説

1. 社会背景・福祉課題に関する用語

- 2040年問題
団塊の世代がすべて75歳以上となる「2025年」を経て、2040年頃に高齢者人口がピークを迎え、それを支える現役世代が急減することで生じる深刻な社会問題を指します。
- 8050（はちまるご一まる）問題
80代の親が50代のひきこもりの子を支えるなど、高齢化と社会的孤立が重なり、既存の制度では対応しきれない複雑な世帯課題のことです。
- ダブルケア
育児と家族の介護を同時に担う状態を指します。家族によるケア機能が限界を迎え、孤立や経済的困窮を招く要因の一つとなっています。
- フレイル（虚弱）
加齢や外出機会の減少により、心身の活力が低下し、要介護状態になる手前の「虚弱」な状態を指します。
- ヤングケアラー
本来大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行っている子どもを指します。周囲から見えにくい「SOS」の一つとして挙げられています。

2. 制度・仕組みに関する用語

- 地域共生社会
制度や分野の枠を超え、住民一人ひとりが「我が事」として地域に関わり、支え合うことで、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指す理念です。
- 重層的支援体制整備事業
複数の課題（介護、障がい、生活困窮など）を抱える世帯に対し、分野を横断して「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する体制のことです。
- 個別避難計画
高齢者や障がい者など、自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」一人ひとりについて、誰がどこへ避難させるかをあらかじめ決めておく計画です。
- 成年後見制度
認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利や財産を守り、地域で安心して暮らし続けられるよう支援する制度です。
- 日常生活自立支援事業
認知症高齢者や障がいのある方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を援助する事業です。
- アウトリーチ
相談に来るのを待つのではなく、専門職が地域へ出向いて対象者と関係を築き、必要な支援へと繋げる「出向く支援」のことです。

3. 宮古市の活動・組織に関する用語

- 生活支援コーディネーター
地域の生活支援ニーズと資源を把握し、住民主体の支え合い活動の養成や、サービス・場所・人をつなぐ調整役を担う専門員です。
- 協議体（第1層・第2層）
地域課題を共有し、資源の整理や具体的な支援策を検討する場です。市全体を担う「第1層」と、日常生活圏域（中学校区等）で活動する「第2層」があります。
- コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）
地域住民や福祉関係者と連携し、専門的な知識をもって福祉課題の解決やネットワーク構築を担う人材です。
- 住民支え合いマップ
近隣（約50世帯ごと）で、支援が必要な方や避難の際に手助けが必要な方を共有し、見守りや防災に役立てるために作成する地図です。
- ふれあいいいききサロン（ほっとほーむ）
高齢者などが身近な場所に集まり、交流や介護予防を行う住民主体の居場所です。
- つながり弁当（見守り支援配食事業）
お弁当の配達を通じて、地域とのつながりが薄い高齢者の安否確認や見守りを行う活動です。
- さざなみベース
多様で複合的な課題を抱える若者に対し、伴走型の相談支援を行う「青年期のフラットな居場所」です。
- しごとネット
就労に向けた準備や社会参加を目指す方が、実際に仕事を体験したり、活動したりする自立支援の場です。
- お元気まもりシステム
川井地区で導入されている、ICT（情報通信技術）を活用した高齢者の見守り機能のことです。

発行：社会福祉法人宮古市社会福祉協議会
〒027-0038 岩手県宮古市小山田二丁目9番20号
電話：0193-64-5050 / FAX:0193-64-5055
e-mail：info@miyako-shakyo.or.jp
HP：<https://www.miyako-shakyo.or.jp/>

